

7月～9月 農地の違反転用防止対策 強化月間です

農地は無断・無許可で農地以外に転用できません。違反転用を発見したときは、地権者に対し是正指導などの強化を図ります。

農地を転用するときは、農地法の手続きを必ず行ってください。

問 農業委員会事務局
☎84-1242

7月10日(火)～19日(木) 夏の交通安全運動

スローガン

あなたは今
安全運転をしていますか

【重点目標】

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

問 環境防災課防災班 ☎84-1216

ご連絡ください

・家屋の新・増築、取壊しをしたとき ・土地利用形態を変更したとき

問 税務課課税班
☎(84)1212

家屋(建物)や土地の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

町では、新・増築家屋や取壊し家屋の把握に努めています。適切な課税を行うため、次のようなときはご連絡ください。

新・増築をしたとき

住宅、店舗、車庫、物置などの家屋を新築した方は、新たに固定資産税が課税されます。課税の基礎となる評価額を算出するため、税

取壊しをしたとき

務課職員が家屋調査をさせていただきますので、完成後お早めにご連絡ください。ご都合の良い日を相談のうえ、お伺いします。

家屋の一部または全部を取壊した方は、翌年度から取壊した家屋の固定資産税が課税されなくなります(ただし、取壊し時期によってはそのまま課税されます)。土地の税額が変わることもありますので、お早めにご

土地利用形態を変更したとき

連絡ください。すでに法務局(登記所)に取壊しの登記手続きをした方は、連絡の必要はありません。

土地の全部または一部の用途を変更した(駐車場にした、太陽光発電設備を設置した等)場合は、土地の税額が変わることもありますので、ご連絡ください。

千葉県市町村交通災害共済に 加入しましょう

千葉県市町村交通災害共済は、みなさんの会費で支えあう、助け合いの見舞金制度です。

万一の事故に備え、ご家族そろって加入しましょう。

年会費 700円
共済期間

9月1日から翌年の8月31日までの1年間

※途中加入もできます。

見舞金の対象となる事故

自動車、オートバイ、自転車などによる人身事故等で、自動車安全運転センタ―から交通事故証明書が発行された事故

見舞金の額

- ①死亡…150万円
- ②傷害(入院・通院実日数に応じて)…2万円～50万円
- ③身障(身体障害等級1級または2級)…50万円
- ④交通遺児…遺児1人につき10万円

申込と受付

各地区の行政総務員を通じて、パンフレットと申込書が配布されますので、会費

を添えて行政総務員へお申込ください。

※環境防災課でも受付しています。

◎請求に必要な書類

必要書類	見舞金種別	傷害	死亡	身障	交通遺児
会員証(集団加入は不要)		○	○	○	○
※交通事故証明書等		○	○	○	○
※診断書(交通災害共済用)		○			
死亡診断書または死体検案書			○		○
身体障害者手帳				○	
身体障害者診断書の写し				○	
戸籍謄本					○
印かん		○	○	○	○

※交通事故証明書や診断書は原本が必要です。なお、事故の状況により他の書類が必要となる場合があります。

☎ 問 環境防災課防災班
(84)1216